

2024年度野木町障がい者優先調達推進方針

令和6年6月18日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）以下「障害者優先調達推進法」という。」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本町全ての組織が発注する物品または役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者にしめる重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 普及・啓発用品類
- ・ 日用品類（衣服、旗類等）
- ・ 農産物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・ その他の障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 資源回収作業（機密文書裁断等）
- ・ 印刷物類
- ・ 施設・公園等の除草・清掃作業等
- ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を「障がい者優先調達推進庁内連絡会議」において決定の上実施する。
- (2) 障がい者就労施設等から供給可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。
- (3) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。
- (4) 町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む）を締結している相手方等に対し、障がい者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページにより、公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ、町ホームページにより、公表する。

7 調達の目標額

2024年度調達の目標を次のとおり設定する。

目標額 145万円以上

8 2023年度調達実績

(単位：円)

| 種別 | 品目名 | 件数 | 金額 | 種別 | 品目名 | 件数 | 金額 |
|----|------|----|---------|----|---------|----|---------|
| 物品 | 食品 | 11 | 379,310 | 役務 | 印刷 | 11 | 585,281 |
| | 小物雑貨 | 0 | 0 | | 清掃・施設管理 | 3 | 385,273 |
| | その他 | 3 | 85,450 | | その他 | 2 | 16,736 |
| | 物品計 | 15 | 464,760 | | 役務計 | 16 | 987,290 |

| | | |
|----|----|-----------|
| 合計 | 31 | 1,452,050 |
|----|----|-----------|

9 その他

(1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号第9条）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品などの調達に努める。

(2) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障がい者就労施設等から十分な意見聴取し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。